

海外地上手配基本契約書

旅行者 (以下、「甲」という。) と、
地上手配業者 **株式会社 エフネス** (以下、「乙」という。は、
「標準旅行業約款」に基づく甲の企画旅行に係る地上手配に関し、以下のとおり契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

第1章 総 則

第1条 (契約の目的)

本契約は、下記地域における海外旅行の地上手配業務 (以下、「手配業務」という。) に関し、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス (以下、「旅行サービス」という。標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第三条、受注型企画旅行契約の部第三条参照。) が夫々の地域における法令又は慣習等の規制を受けることから、甲乙間の取引条件とその責任範囲を明確にし、よって旅行者の安全かつ健全なる旅行を確保すると共に、旅行業界の相互の発展を図ることを目的とする。

(手配地域) アジア、中近東、ハワイ、北米、カリブ、中米、南米、
中・東ヨーロッパ、西ヨーロッパ、中央アジア、オセアニア、
ポリネシア、ミクロネシア、日本

第2条 (地上手配業者の地位)

乙は、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第四条又は受注型企画旅行契約の部第四条の手配代行者であり、旅行者に対する旅行サービスの手配を、本契約の趣旨に従い、代行する地位にある。

2 乙は前条の手配業務の遂行に当たって、その全部又は一部をその補助者に代行させることができる。

第3条 (手配業務)

手配業務の種類及び内容は、次に定めるとおりである。ただし、乙は第1条の目的に反せず、かつ、旅行業法第十三条各号に定める禁止行為に抵触しない範囲で、特別の手配業務又はサービス業務を受諾する場合 (以下、「個別手配契約」という。) がある。

- (1) 運送機関等の手配。
- (2) 宿泊機関等の手配。
- (3) 食事等の手配。
- (4) ガイド、通訳、その他の人的手配。
- (5) 事前、又は現地での任意手配。
- (6) 偶発並びに不可抗力事態等に伴う応急手配並びにこれに付随する処置。

- (7) 情報、企画等のサービスの提供。
- (8) その他上記に付随する手配並びに確認行為。

第4条 (善管注意・守秘義務)

- 乙は善良な管理者の注意をもって、前条の地上手配等の業務を行うものとする。
- 2 乙は業務上知り得た甲に関する情報(旅行者に関する個人情報を含む。)に関して、前条の業務の遂行に必要な場合を除き、これを第三者に漏洩・開示してはならない。
 - 3 甲は業務上知り得た乙に関する情報を第三者に漏洩・開示してはならない。

第5条 (契約の適用範囲)

- 乙が行う手配業務に関し、甲と乙との間に締結する契約は、本契約の定めるところによる。
- 2 本契約に定めのない事項については、日本又は日本国外における関係法令又は旅行業界において一般に確立された慣習に従い解釈し、又は履行する。
 - 3 特別の約定がある場合は、その約定に従う。

第2章 契約の締結

第6条 (地上手配契約の申込み)

- 甲が地上手配契約(以下、「手配契約」という。)の申込みをする場合は、旅行サービスの内容と、募集型企画旅行又は受注型企画旅行のいずれであるかを明記した旅行日程表と旅行条件書を、乙に書面(電子メールの方法を含む。以下、「書面等」という。)にて提出する。
- 2 乙は、前項の旅行日程表と旅行条件書に基づき、当該手配業務の見積書を遅滞なく書面等にて甲に提出する。
 - 3 特別の約定がある場合は、その約定に従う。

第7条 (手配契約の成立)

- 前条により、乙より提出された見積書に対し、甲から承諾があったときは、その承諾と同時に手配契約が成立したものとする。
- 2 前項に定める承諾の方法については、甲乙間の合意による所定の方式に従う。

第8条 (手配業務の着手・終了)

- 手配契約の成立に伴い、乙は遅滞なく手配業務に着手し、その進捗状況並びに結果を書面等にて甲に報告する。
- 2 乙は手配契約の前後を問わず、手配が出来ない場合は直ちに甲にその旨を書面等にて報告し、甲の指示を受けるものとする。
 - 3 甲は乙が手配に必要な詳細事項等を要求する場合は、その内容を書面等にて遅滞なく回答する。

第9条 (手配代金の収受)

甲は乙に対し、第7条により承諾した手配代金の全額を乙発行の請求書に基づき、その旅行の出発前日までに支払う。ただし、出発前日が金融機関休業日の場合は、その前の金融機関営業日までとする。

- 2 前項に定める以外の方法による場合は、甲乙間で別途覚書を締結し、その約定に従うものとする。

第10条 (ディポジットの収受)

乙又は手配先の運送機関又は宿泊機関等が、その定めに基づくディポジットを予め請求する場合は、前条の定めにかかわらず、甲は乙の指定する期日までに、その代金を支払う。

第11条 (諸経費の負担)

本契約及び個別手配契約に付随関連する通信費用、代金の送金手数料(それぞれ税金を含む。)等の諸経費は、甲又は乙のいずれも発信者、送金者が負担する。

第12条 (遅延損害金)

甲が手配代金、ディポジット等の本契約に基づく金銭債務の履行を怠った場合は、甲は乙に対し、本来の債務金額及びこれに対する支払期日の翌日から完済まで年 **9%**の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第3章 契約の変更

第13条 (手配業務の変更)

契約成立後といえども、次の事由が生じた場合は、乙は約定による手配業務の種類、内容、程度等の全部又は一部を変更することができる。

- (1) 旅行者の員数に増減がある場合、その他甲から申し入れがあるとき。
- (2) 運送機関等の満席、又はやむを得ない事由による予定変更のとき。
- (3) 宿泊機関等の満室又は休業等により、これを変更せざるを得ないとき。
- (4) 天災地変、戦乱、争議行為、その他やむを得ない事由により、手配業務の遂行が全部又は一部不能、又は著しく安全を欠くと認められるとき。
- (5) 甲が第9条の手配代金の支払いを遅延したとき。
- (6) 甲が第10条のディポジットの支払いを遅延したとき。
- (7) その他、変更することが相当又はやむを得ないとき。

- 2 乙は、前項(2)、(3)、(4)号の事由による場合、甲に対して事前にその理由を説明する。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、事後の説明をもって足りるものとする。

第14条 (手配代金の差額精算)

前条により手配業務が変更された場合の手配代金の精算方法は、次に定めるところによる。

- (1) 約定による手配代金に比較し、変更後の手配代金の額が少額の場合は、その差額を乙は甲に返金する。
- (2) 約定による手配代金に比較し、変更後の手配代金の額が高額の場合は、その差額を甲は乙に追加して支払う。
- (3) 変更手続に要する諸経費は、甲の負担とする。

第15条 (手配代金の額の変更)

乙は、契約成立後といえども次の事由が生じた場合は、手配代金の額を変更することができ、甲と乙は、遅滞なく増減分を精算して支払う。

- (1) 著しい経済情勢の変動等により、通常想定される程度を超えて、運送機関、宿泊機関、その他の施設等の代金の増減があるとき。
- (2) 天災地変等の正当な事由による契約内容の変更があり、これに伴って手配先機関等の代金の増減があるとき。
- (3) 手配業務に係る事項において、関係政府等により、各種税金が付加・廃止又は増減されたとき。
- (4) その他、本条各号に準ずる事由により、手配先機関等の代金の増減があるとき。

第4章 契約の解除

第16条 (手配契約の解除)

次の事由のある場合、乙はその旅行に関する手配契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は甲に対し、事前に又は緊急の場合においてやむを得ないときは事後にその理由を説明する。

- (1) 甲から申し入れがあったとき。
 - (2) 旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (3) 旅行者が関係法令又は公序良俗に反する行為をなし、又はするおそれがあるとき、手配業務の円滑なる遂行を妨げると認められるとき。
 - (4) 乙又はその選任に係るガイドの判断により、手配業務の遂行が著しく旅行者の安全を欠くと認められ、又は社会的名誉を害する等不穏当と認められるとき。
 - (5) 甲より乙に対し、第9条の定めによる手配代金又は第10条の定めによるディポジットの支払いがなされなかった場合、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 手配に係る現地機関側のやむを得ざる事由で、手配契約の履行が全部又は一部不能となったとき。
 - (7) 天災地変、戦乱、争議行為、その他やむを得ない事由により、手配業務の遂行が全部又は一部不能、又は著しく安全を欠くと認められるとき。
 - (8) 事情の変更等により、手配契約の履行が乙に著しく損失を与えると判断されるとき。
 - (9) その他、甲が本契約の定めに違反したとき。
- 2 標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二十条又は受注型企画旅行契約の部第二十条(契約解除後の帰路手配)の定めによる甲の旅行サービスについては、乙も甲に協力するものとする。ただし、これに係る一切の費用は甲(最終的な負担者は旅行者。)の負担とする。

第17条（解除に伴う実費等）

前条の場合、既に乙が甲に代わって支出した費用その他の経費は甲の負担とし、更に契約の解除によって乙に損害が生じた場合は、甲はその全額を乙に支払う。

第18条（取消料の収受）

第13条による手配業務の変更、又は第16条により手配契約の全部又は一部が解除された場合は、甲は乙に対し、別表に定めるところによる取消料を支払う。

第5章 旅程管理

第19条（旅程管理）

乙は、甲が旅行者に対して負担する旅程管理責任（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二十三条又は受注型企画旅行契約の部第二十四条）の履行に必要な「措置」又は「代替サービスの手配」を行うにつき、誠意をもって甲に協力する。

- 2 前項の「措置」又は「代替サービスの手配」の協力が要する費用が発生した場合は、甲乙協議の上、その負担割合を定めるものとする。

第20条（ガイドの選任、地位）

乙は現地案内を安全かつ円滑に遂行するため、ガイドを選任して旅行者に同行させることができる。

- 2 前項により選任されたガイドは、乙の手配業務を代行して、旅行者が契約内容に従った旅行サービスの提供を受けられるよう、必要な案内業務を行う。

第21条（ガイドについての説明）

前条第1項に基づきガイドを同行させる場合は、甲は旅行者に対し、直接又は添乗員を介し、現地における案内業務がガイドにより行われることを予め説明する。

第22条（添乗員の地位、責務）

添乗員は、旅行期間中の旅行者の行動を統率し、乙並びにガイドの業務に協力する。

- 2 添乗員は、乙並びにガイドに対し、手配業務の遂行につき、各種の協力を求めることができる。
- 3 添乗員の同行がない場合は、乙は甲と定めた手配業務の趣旨に従って、甲の業務の全部又は一部を代行する。
- 4 添乗員の同行がない場合、乙は旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるとき、必要な措置を講ずることができる。この場合において、これが乙の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は甲の負担とし（最終的な負担者は旅行者。）、甲は当該費用を乙が指定する期日までに乙の指定する方法で支払わなければならない。

第6章 契約外の手配業務

第23条 (現地における手配契約)

現地において、乙が旅行者より契約外の小旅行、その他の手配契約の申込みを受けたときは、乙は旅行者との直接契約による手配業務として、任意に条件を定めて履行する。ただし、特別の約定がある場合は、その約定に従う。

第24条 (現地における手配業務の拒否)

乙は、次に掲げる場合において、現地における手配業務等の申込みを受けたときは、これに応じないことがある。

- (1) 乙が甲又は旅行者から、身体の安全若しくは公序良俗を害する、又は旅行地固有の法律・慣習・風俗・宗教等に反するおそれのある契約外の小旅行、その他の手配業務等の申込みを受けた時は、乙はその判断によって、これを拒否することができる。
- (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

第25条 (商事販売)

旅行者に対する土産品店等への案内、物品の販売等については、乙は甲の指示又は承諾を得て行う。

第7章 責任

第26条 (旅行業者及び地上手配業者の責任、範囲)

手配契約の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、又は乙の責めに帰すべき事由と甲の責めに帰すべき事由とが競合して旅行者に損害が生じた場合は、その損害額並びに各々の責任割合等を事前に協議し、乙は甲に対し、その責任割合に応じた賠償義務を負担する。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に乙に対し甲より通知があったときに限る。

第27条 (旅行業者が旅行者に特別補償をする場合)

甲が旅行者に対し、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第二十八条又は受注型企画旅行契約の部第二十九条の定めによる特別補償をする場合に、旅行者が「OTOA サービス保険」(別紙説明資料参照)に基づく保険金支払いの申請手続きを行ったときは、一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会の正会員である乙は、その申請手続きに協力するものとする。

第8章 事故対策

第28条 (事故協定)

甲乙双方、又は一方の責任の有無にかかわらず、甲の旅行日程と旅行条件書に基づく旅行の実施に関し、事故その他の不測の事態が生じた場合は、その連絡体制、対策、処置、解決等につき、甲乙は互いに協力することを責務とし、その具体的内容は、別途事故対策協定書を作成して対処する。

第9章 付 則

第29条 (契約期間)

本契約の存続期間は、本契約締結日より1年間とする。ただし、契約の存続期間内に第7条に基づき、手配契約がすでに成立しているものについては、本契約は、本契約終了後催行される旅行についても適用されるものとする。

- 2 本契約の期間満了3ヵ月前までに甲乙いずれかが本契約の改定又は更新拒絶を書面等で通知しない限り、本契約は自動的に更新され、同一条件にて期間満了の翌日から更に1年間更新され、それ以後も同様とする。

第30条 (契約の解除)

甲乙いずれか一方が本契約に定める条項に違反した場合、甲又は乙は、相手方に催告の上、本契約及び個別手配契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、次の事由が一つでも生じた場合は、相手方になんらの催告なく直ちに本契約及び個別手配契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、又は会社整理、会社更生、民事再生、破産手続きの開始を申し立てたとき、或いは申し立てられたとき。
- (2) 監督官庁より営業停止、又は営業登録の取消処分を受けたとき。
- (3) 加盟業界団体、或いは協会等から除名処分を受けたとき。
- (4) 営業の停止、若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形、又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (6) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第31条 (覚書等の締結)

甲及び乙は、必要により双方協議の上、本契約を基本として別途、覚書等を締結することができる。

第32条 (協議)

本契約に定めのない事項、又は本契約に関して疑義、或いは紛争が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、円滑な解決を図るものとする。

第 33 条 （裁判管轄）

本契約に基づいて発生した甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、（ 東京 ）簡易又は地方裁判所とすることに合意する。

以上の証として本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
登録種別
登録番号
会 社 名
代表者名

⑨

乙 住 所 東京都千代田区九段南 3 丁目 3 番 6 号麴町ビル 5 階
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会
正会員番号 291
会 社 名 株式会社 エフネス
代表者名 代表取締役社長 岡田直樹

⑨

取消料（第 18 条関係）

- 1 旅行出発日前日以前の、30日以内で20日前に解除する場合は、当該手配代金の 20%以内。
- 2 旅行出発日前日以前の、20日以内で3日前に解除する場合は、当該手配代金の 20%以内。
- 3 旅行出発日前日以前の、3日以内に解除する場合は、当該手配代金の 50%以内。
- 4 旅行出発日以降に解除する場合は、当該手配代金の 100%以内。
- 5 本契約第10条に定めるディポジットの收受ある場合は、前記1ないし4に定める取消料のほか、ディポジットを請求した各機関の定めによる取消料として、当該機関にその全部又は一部を支払う。

事故対策協定書

旅行者
地上手配業者
上記甲乙間に締結した

株式会社 リキシヤ

年 月 日付、海外地上手配基本契約第8章の
定めに基づき、旅行者の安全のための甲乙相互の協力を確認し、下記事項につき協定する。

を甲とし、
を乙として、

事故対策

- 第1条 甲の旅行日程表と旅行条件書に基づく旅行の実施に関しては、甲乙双方は、常に旅行者の生命、身体、財産の安全を期し、相互に努力、協力する。
- 第2条 前条の目的を達し、不測の事態、事故に対応すべく、甲乙双方は、各自日本国内及び現地における事故対策体制並びに緊急連絡担当責任者（休日、夜間をも含む。）等を定め、事前に書面により相互に告知する。
- 第3条 前条のほか、乙は甲に対し現地における緊急時の関係機関（日本大使館、所轄警察署、指定救急病院、その他の機関等）を、事前に書面により告知する。
- 第4条 甲乙相互は、第2、3条に定める書面並びにその内容を全社員に周知せしめ、不測の事態、事故に備える。
- 第5条 現地の保険並びにその他の補償状況の現実にかんがみ、乙は甲に対し、現地運送機関等の保険加入状況（有無、範囲等）を書面で告知することとし、甲はその旅行者に対し、上記不備を補うための保険契約を締結させるよう努力する。
- 第6条 前条のほか、乙は甲の旅行者に対し、一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会が定める保険に加入して、旅行者の損害補償に協力する。

事故処理

- 第7条 不測の事態、事故が発生した場合は、応急処置をとるほか、甲乙双方はその責任の有無にかかわらず、第2条に定めた事故対策体制に基づき、遅滞なく相互に連絡を取り合い、その態様に応じて各関係機関に連絡をし、その機関の指示に従う等して、不測の事態、事故の処理と拡大防止に対処する。
- 第8条 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック、政府及び公共団体の指令等、不可抗力的事由により生じた不測の事態、事故についても、甲乙は相互に協力し、最善の施策をもって対処する。
- 第9条 旅行者が現地における法令、公序良俗に反する行為をなし、或いは甲又は乙の指示、注意に反する等して生じた不測の事態、事故であっても、甲乙は相互に協力して旅行者に対応し、円満解決に協力する。

- 第 10 条 不測の事態、事故の発生が、乙の使用する現地機関の責に帰すべき事由による場合で、旅行者がその機関に対して、損害の賠償請求等を行う場合には、乙は現地における法令及び現地各機関の規定の範囲において、旅行者のために最善の協力をする。
- 第 11 条 不測の事態、事故の発生の結果生ずる対策、処理等に要した経費の負担については、後日その責任の帰属、割合等を甲乙が協議して負担、精算する。

付 則

- 第 12 条 本協定の期間内に甲又は乙に、第 2 条の定めに変更を生じた場合は、各自遅滞なく変更内容を書面で告知する。
- 第 13 条 本協定に定めのない事項等が発生した場合は、本協定の目的に従い、甲乙協議の上、決定、解決する。
- 第 14 条 本協定の期間は、甲乙間の頭書海外地上手配基本契約の存続期間（更新された場合は、更新後の期間）に従う。

以上の証として本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
登録種別
登録番号
会 社 名
代表者名

Ⓜ

乙 住 所 東京都千代田区九段南 3 丁目 3 番 6 号麴町ビル 5 階
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会
正会員番号 291
会 社 名 株式会社 リキシャ
代表者名 代表取締役社長 岡田直樹

Ⓜ